

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 傍聴について委員長の許可を要しないこととする等所要の改正をすることとした。（第16条関係）
- 2 公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとした。
（第22条関係）
- 3 公述人の意見を提示することができない方法にその他発言以外の方法を追加することとした。（第27条、第27条の2関係）
- 4 記録の作成について電磁的記録により行うことができることとした。（第28条関係）
- 5 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）